

## ＜東邦＞電子契約サービス利用規定

＜東邦＞電子契約サービス利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社東邦銀行（以下、「当行」といいます）が提供する＜東邦＞電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます）をお客さまが利用する際に、お客さまと当行との間で適用される条件を定めたものです。

### 第1条 本サービスの内容

本サービスは、当行所定の融資取引における契約の締結、当行所定の当座貸越契約に基づく借入申込等を電子的に行うサービスです。

### 第2条 利用申込

#### 1. 利用可能なお客さま

本サービスは、当行が本サービスの利用を認めた法人（個人事業主を含みます）および個人のお客さま（以下、「申込者」といいます）を対象とします。なお、当行は、本サービスの利用の申込みについて承諾しない場合もありますが、その理由等については通知いたしません。また、本サービスの利用の申込みを承諾した場合であっても、取引等の申込みを承諾する義務は負いません。

#### 2. 利用の申込み

申込者は、本規定および関連規定の内容を承諾のうえ、「＜東邦＞電子契約サービス利用申込書（以下、申込書といいます）」を当行所定の必要書類とともに当行に提出するものとします。また、かかる申込みと同時に次の各号に定める事項を当行に届け出ます。

（1）電子契約システム上に表示された契約書等に電子署名をすることにより、当行との契約締結を行うことができる権限を有する者（以下、「署名者」といいます）の氏名

（2）署名者の、ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号

（3）その他当行所定の届出事項

また、申込者自身が電子契約を行う場合、「署名者」は「申込者」と読み替えます。

#### 3. 本サービス用ユーザーIDおよびパスワード

当行は、本サービスの利用を承認した場合、署名者に対しユーザーID（以下、「ID」といいます）、初期パスワード、およびウェブページのURLが記載された書面を交付します。署名者は交付を受けた後、速やかにウェブページにアクセスし、初期パスワードの変更を行うものとします。

#### 4. PINコード

契約書等への電子署名にあたり、前項により届け出たショートメッセージサービスが利用可能な携帯電話番号宛に、契約の都度PINコードが記載されたショートメールを送信します。本項によるショートメールが受信できない場合、本サービスを利用ることができず、当行はこれにおいて一切の責任を負いません。

### 第3条 利用環境等

#### 1. 本サービスの利用環境等

本サービスを利用する場合、インターネットに接続されている等の当行所定の環境を備えた端末（以下、「端末」といいます）または当行所定の方法を用いて行うものとします。また、電子署名は署名者の携帯電話端末に送信される第6条3に規定する電子署名用PINコードを用いて行うものとしま

(2026.02)

## ＜東邦＞電子契約サービス利用規定

す。

端末および携帯電話端末について、当行所定の環境が備わっていても署名者固有の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。なお、本サービスを利用するため必要な環境の構築および維持については申込者および署名者（以下、「お客さま」といいます）の責任において行うものとし、当行は責任を負いません。

### 2. サービスの利用時間

本サービスの利用は原則24時間365日可能です。月曜日から土曜日までのそれぞれ7:00から23:00（いずれも日本標準時）以外の時間帯において、メンテナンス等の事由により、本サービスの利用を一時的に停止する場合があります。また、当行はこの利用時間を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

### 3. 海外からの利用

本サービスは、原則として日本国内からの利用に限るものとし、お客さまは海外からの利用について、各国の法律・制度・通信事情等によりご利用頂けないことに同意するものとします。

## 第4条 本人の意思に基づく取引

第2条3および第2条4に規定するIDおよびパスワード、PINコードによって本サービスを利用して行われた一切の取引について、当行は署名者の意思による有効な取引とみなします。

また、署名者の意思による本サービスの利用は、申込者の意思によるものとみなします。

## 第5条 IDおよびパスワード、PINコードの管理

### 1. 管理

お客さまは、IDおよびパスワード、PINコードを第三者に不正利用されないよう厳重に管理するものとします。IDおよびパスワードの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があつても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

お客さまは、IDおよびパスワード、PINコードの盗用その他不正使用の恐れがある場合、直ちに当行に連絡します。

### 2. IDおよびパスワードの有効期限

第2条3に規定するIDおよびパスワードの有効期限は、個人のお客さまの場合、本サービスへの最終ログインから2年です。有効期限が到来したIDおよびパスワードについて、当行は、当行が必要と判断した場合もしくは申込者または署名者からの依頼により当行が認めた場合に、再度発行の手続きを行うものとします。

## 第6条 電子証明書

### 1. 発行と管理

本サービスでは、署名者は、電子証明書を用いた電子署名を行います。署名者は、本サービスに用いる電子証明書の発行を当行に委託します。

署名者は、当行と電子証明書の電子認証局である日鉄ソリューションズ株式会社との間で、電子証明書の発行および管理のために必要な範囲内で、申込者および署名者の個人情報が相互に提供・利用さ

(2026.02)

## ＜東邦＞電子契約サービス利用規定

されることを承諾するものとします。

署名者は、日鉄ソリューションズ株式会社による電子証明書発行サービス 証明書ポリシー／認証局運用規程 (<https://www.marketing.nssol.nipponsteel.com/contracthub/cpcps/cpcps.pdf>) を遵守し、許可された用途にのみ電子証明書を使用できるものとします。

### 2. 有効期限

電子証明書等の有効期限は発行から30日間です。有効期限が到来した電子証明書等について、当行は、当行が必要と判断した場合のみ、再発行の手続きを行うこととします。

また、当行は、お客さまの依頼があった場合、あるいは当行が必要と認めた場合に有効期限が到来していない電子証明書等についても失効させができるものとします。

### 3. 利用

署名者が電子証明書を用いて電子署名を行うためには、日鉄ソリューションズ株式会社が発行する電子署名用PINコードが必要です。PINコードは、本サービスの利用申込の際にお客さまが指定する署名者の携帯電話端末に送信されます。

## 第7条 電子契約の手続き

### 1. 契約締結

署名者は、第2条に規定するIDおよびパスワードによって本サービスを利用し、各契約書等に対しPINコードを用いて電子署名を行うことにより、電子契約を行います。当該電子契約の手続きは、当行所定の方法により当行が電子契約の受付処理を完了したときに完了するものとし、電子契約の効力は、各契約が定める条件に従うものとします。

お客さまと当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容が正しいものとみなします。

### 2. 当座貸越借入申込

署名者は、当行所定の当座貸越契約について、電子署名を利用し、契約極度内における借入申込を行うことができます。また、申込者が法人の場合に限り、電子署名の権限を有さない個人（以下、「社内担当者」といいます）を当行へ届け出ることができます。この場合、社内担当者が借入申込の登録を行い、署名者が承認（電子署名）することで借入申込手続きが完了します。

### 3. 契約の訂正・取消

契約に訂正・取消などが発生した場合は、当行所定の手続きに従うものとします。

### 4. 手数料

申込者が主たる債務者の場合、本サービス利用手数料を負担するものとします。手数料の金額については、当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表したものを使用します。所定の手数料について申込者預金口座から引き落とし、もしくは融資金から差し引きするものとします。

## 第8条 セキュリティ対策

お客さまは、端末へのセキュリティーソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

(2026.02)

## ＜東邦＞電子契約サービス利用規定

### 第9条 免責事項

#### 1. 利用環境等

当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよび端末等の障害等、当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能などが生じたとしても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 2. 天災等の不可抗力

天災・火災・騒乱などの不可抗力、裁判所など公的機関の措置、その他当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能などが生じたとしても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 3. 一致の確認

当行が、IDおよびパスワード、PINコードの一致を確認し取扱をした場合は、それらの不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 4. 情報の開示

法令、規則、行政令の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます）、当行は申込者の承諾なくして、当該法令、規則、行政令の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することができます。情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 5. その他当行の責によらない事由

前項にあげるものほか、当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能などが生じたとしても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 第10条 届出事項の変更等

1. 本サービスの申し込みに際して当行に対して届け出た申込者や署名者、社内担当者の氏名・住所・電話番号・その他の事項について変更があった場合、速やかに当行所定の手続きを行うものとします。

2. 申込者は、署名者に以下の事由が生じた場合には直ちに当行に届け出るものとします。

（1）署名者が死亡した場合

（2）署名者が破産手続開始の決定を受けた場合

（3）署名者が後見開始の審判を受けた場合

（4）前各号に定めるほか、署名者としての権限を喪失した場合

3. 申込者は、署名者を変更する場合は、当行所定の手続きによりその旨を当行に届け出るものとします。

4. 届出事項の変更は、当行所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。

### 第11条 届出連絡先への通知

1. 当行は署名者に対し、利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。

2. 当行が前項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信もしくは発送した場合には、これらが延着

(2026.02)

## ＜東邦＞電子契約サービス利用規定

し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 第12条 停止・解約等

1. 申込者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、申込者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
  - (1)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくはその他これらに類する法的整理手続きの開始の申立があった場合
  - (2)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
  - (3)申込者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
  - (4)前三号のほか、申込者の信用状態に著しい変化が生じたと当行が判断した場合
  - (5)解散その他営業活動を休止した場合
  - (6)申込者が死亡した場合
  - (7)住所変更の届け出を怠るなどの申込者の責めに帰すべき事由によって、当行に申込者の所在が不明となった場合
  - (8)申込者が不正な取引を行ったと当行が判断した場合
  - (9)申込者が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合
  - (10)本規定、銀行取引約定書その他申込者が当行との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じた場合
  - (11)本サービスで利用するIDの有効期限が到来した場合
  - (12)前各号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合
2. 前項にかかわらず、本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。なお、本サービス利用契約解約の効力は、当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。
3. 申込者が前項により本サービス利用契約を解約する場合、当行所定の書面を提出してこれを申し出るものとします。なお、申込者による当行所定の書面の提出から当行が解約手続を完了するまでの間に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
4. 当行が第2項により解約手続を完了させて本サービス利用契約を解約した場合、当行は、申込者に対してその旨通知することを要しないものとします。
5. 本条の規定に基づき本サービス利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

### 第13条 反社会的勢力の排除

1. 申込者は、署名者や申込者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(2026.02)

## ＜東邦＞電子契約サービス利用規定

- (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込者は、署名者や申込者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 署名者または申込者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、当行は本サービスの利用を直ちに終了させることができるものとします。
- なお、これにより申込者に損害が生じた場合でも、当行は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、申込者がその損害を賠償するものとします。

### 第14条 サービスの変更・停止・廃止

当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止することができます。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって生じた損害について、当行に対する賠償請求は行わないものとします。

### 第15条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行所定の各関連規定により取り扱います。なお、本規定において定義のない用語で、上記各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

### 第16条 規定の変更

1. 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
2. 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

(2026.02)

## ＜東邦＞電子契約サービス利用規定

### 第17条 権利・義務の譲渡・質入の禁止

お客さまは、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

### 第18条 有効期間

本規定の有効期間は申込日から1年間とし、申込者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

### 第19条 準拠法と合意管轄

本規定および本規定に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上